

一般財団法人神戸市水道サービス公社 ホームページ広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人神戸市水道サービス公社（以下「公社」という。）がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の定義)

第2条 この要綱において広告とは、広告を掲載する者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、公社が別に定めるものとする。

(広告の基準)

第4条 広告主が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告主の広告は掲載しない。なお、広告の掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (2) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反したもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団及び次の①から⑦までのいずれかに該当するもの
 - ① 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ② 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
 - ③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、もしくは雇用している個人又は法人等
 - ④ 役員等がその属する法人等もしくは第三者の不正な利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団もしくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
 - ⑤ 役員等が暴力団もしくは暴力団員等に対して資金等を提供し、もしくは便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している個人又は法人等
 - ⑥ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
 - ⑦ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であ

ることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(4) 前各号に掲げるもののほか、公社が広告掲載の対象とすることが適当でないと認めるもの

2 広告の内容は、公共性、品位及び信頼性を損なうおそれのないもので、かつ、公社の事業目的にかなうものとし、その内容が次の各号のいずれかに該当又は該当するおそれがあるときは、広告を掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの

(2) 公序良俗に反するもの

(3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの

(6) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(7) 意見広告(社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの)

(8) 個人の氏名広告

(9) 比較広告

(10) その他、公社が広告として掲載するのに適当でないと認めるもの

(広告の種類、規格等)

第5条 広告について、次の各号に掲げる事項は、公社が別に定めるものとする。

(1) 広告の種類

(2) 広告の規格

(3) 広告の禁止表現

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1か月単位とし、最長1年間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできないものとする。

2 広告の掲載を開始する日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告の掲載を終了する日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 前二項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日もしくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日のいずれかにあたる場合の広告掲載開始日及び広告掲載終了日は、公社が別に定める。

(広告の募集)

第7条 広告は、原則として公社ホームページにより公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、掲載を希望する月の10営業日前までに公社ホームページ広告掲載申込書を添えて、公社に申し込むものとする。ただし、公社が特に認めたときは、申込期間はこの限りでない。

(広告掲載の決定)

第9条 公社は、前条の規定により申込みがあった場合、審査のうえ常務理事が広告掲載の可否を決定する。

2 公社は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者にメールあるいは文書で通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を広告主の負担と責任により作成し、公社が指定する期日までに公社に提出するものとする。

2 公社は、前項の規定により提出された広告原稿の内容が、第4条又は第5条第3号に該当すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の掲載料)

第11条 広告掲載料は、公社が別に定める。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は、公社が指定する期日までに、広告掲載料を一括して前納するものとする。ただし公社が特に認めたときは、この限りではない。

(広告掲載の方法)

第13条 公社は、第10条の規定により提出された広告原稿を、原則として広告掲載開始日の午前9時から午前12時までの間に掲載するものとする。

2 公社は、前項の規定により掲載した広告を原則として広告掲載終了日の翌日の午前9時から午前12時までの間に削除するものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 公社は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取消しすることができる。

(1)第10条の規定により指定された期日までに広告原稿が提出されないとき

(2)第12条の規定により指定された期日までに広告掲載料が納付されないとき

(3)第4条又は第5条第3号の規定に該当すると認めるとき

2 公社は、前項の規定により広告の掲載を取消した場合は、広告主に対して理由を付して通知するものとする。

3 公社は第1項の規定により広告の掲載を取消した場合において、広告主が損害を受けることがあってもその賠償の責を負わないものとする。また、既納の広告掲載料は返還しないものとする。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の掲載を取消した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料から事務手数料（銀行口座振込手数料等）を

差し引いて返還する。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取下げ)

第 15 条 広告主は、自己の都合により公社ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により公社に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、広告掲載料の返還は行わない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の掲載を取り下げた日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料から事務手数料(銀行口座振込手数料等)を差し引いて返還する。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第 16 条 広告掲載期間中に、広告主の責に帰さない理由により、広告を掲載しなかった場合は、歴日数による日割り計算により掲載しなかった期間の額を算定し、円未満を切り捨てた額を返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月で1日未満の場合は返還しないものとする。

2 広告掲載期間中、次の各号に掲げる理由により公社ホームページの運営を一時停止した場合の広告掲載料は返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 前二項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第 17 条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、広告の内容を月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、公社と協議するものとし、第 4 条及び第 5 条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

(リンク先の変更)

第 18 条 広告主は、広告のリンク先の内容を変更するときは、変更しようとする日から起算して7日(日曜日もしくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に基づく休日又は12月29日から翌年の1月3日までを除く。)前までに公社に届け出るものとする。ただし、公社が特に認めたときは、7日を短縮することができる。

(広告主の責務)

第 19 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において、解決しなければならない。

4 広告主は、公社から決定を受けた広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(協議)

第 20 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、公社と広告主双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は令和 6 年 10 月 1 日から施行する。